

# 生活道路整備事業(拡幅)について

令和5年7月

袋井市役所 都市建設部  
都市整備課 道路街路係

## 生活道路の拡幅要望にあたって

はじめに…

袋井市では、各自治会から寄せられる**生活道路の拡幅要望**（今起きている問題・多様なニーズ）に適切に対応していくため、まず、地域の方々と一緒に現地を歩き、要望内容の聞き取りを行います。現地確認後、「**生活道路整備評価制度**」を用い、歩行者、自動車交通量、通学路の指定有無、関係者の同意や地域の協力体制などを総合的に判断し、対象となる要望道路のすべてに優先順位を付けています。そのうえで、緊急性の高い、真に必要な道路については、解決に至るプロセスを地域と共に考える「**協働によるみちづくり事業**」を推進し、地域と十分に話し合いながら、地域の協力（合意形成、用地提供等）を得たうえで、一定の幅員まで拡幅を行う「**生活道路整備事業**」へと進めていきます。

そもそも生活道路とは…

受益者が限られている。地域住民の日常生活に利用される道路。

幹線道路から外れた住宅街の中にあるセンターラインのない道路。

その地域の住民の車か、その地域の中に用事のある車しか入る必要がない道路。

## 生活道路整備評価制度

本制度は、事業実施の前段階で必要性や効果について客観的に評価するとともに、地域性や財政見通しに基づいた評価を行うものです。

### (1) 現地調査票

要望箇所について、現況及び要望内容を「現地調査票」にとりまとめ、評価点を算定

### (2) 生活道路整備評価票

「現地調査票」に基づき、道路整備の実現性・効率性などについて「生活道路整備評価票」にて評価を行い、年度の優先順位を決定するとともに、地域性や財政状況から「協働によるみちづくり事業」で推進していく路線を選定します。

区分	No.	項目	項目の視点から3段階の評価をします。
道路諸元	1	市道認定の状況	本道路の重要度はどのくらいか。
	2	道路の有効幅員（現況幅員）	通行がどのくらい困難か。
必要性	3	車両の交通量	生活への影響はどのくらい大きいのか。
	4	歩行者・自転車の交通量	一日の交通量がどのくらい多いか。
	5	人身事故の発生頻度	どのくらい頻繁に発生しているか。
	6	道路の視認性	多くの障害物による見通しの悪さはどのくらいか。
	7	通学路の指定状況	全区間指定されているか、否か。
	8	避難所からの距離	どのくらい近いのか。
実現性	9	土地利用の状況	宅地化への影響はどのくらい大きいのか。
	10	排水施設の状況	排水不良の状況はどのくらい悪いのか。

区分	No.	項目	項目の視点から3段階の評価をします。
実現性・効率性・公平性	1	地域の協力体制	地権者の同意が取れているか、否か。
	2	用地の確保	用地買収が必要か、否か。
	3	支障物件の状況	支障となる立竹木や工作物があるか、否か。建物がかかる場合は建て替え時、撤去時となる。
	4	概算事業費	事業費がいくらかかるか。
	5	他事業との関連	他事業への影響が大きいのか、緊急性が高いか、否か。
	6	地域バランス	周辺で事業化している道路があるか、否か。

# 要望から完成に至るフロー

生活道路の整備は、限られた財源の中で、内容を的確に把握したうえで、効率的・効果的に事業を進める必要があります。

1年目 市民からの生活道路拡幅に関する要望（6月末ㄨ）

生活道路の拡幅要望 受付

真に困ったことは？  
道路へのニーズは？

現地調査・ヒアリング・現地評価  
※一緒に現地を回しましょう

局部改良

生活道路整備評価

事業化路線選出

自治会回答

2年目～ 「協働によるみちづくり事業」開始

十分に話し合い、問題をすべて洗い出して、解決してから事業化していきます。

ワークショップ  
現地調査

整備方針を決める  
整備に伴う各種合意を得る  
すべて合意・地域の共通認識

不都合が判明したら  
自治会再調整

「協働によるみちづくり事業」完了

「生活道路整備事業」の開始…事業化

【区域決定の効果】

- ①土地の形質の変更
  - ②工作物の新築、改築、増築又は大修繕
  - ③物件の付加増置
- これらは道路管理者の許可が必要になります。

翌年度以降～

測量調査・詳細設計

道路区域の公示（法9条）・道路区域の決定（法18条1項）

用地調査・物件調査

用地取得・支障物件移転・工事着手

完成

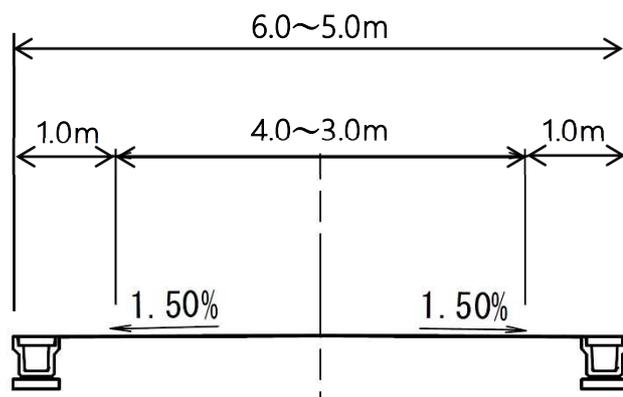
※投資による早期効果発現、工事期間を可能な限り短縮し、早期完成を目標に進めていく。

## 整備方針を決める（幅員の考え方）

次に、幅員を決めるにあたっては次の表を参考にします。

### <道路幅員イメージ>

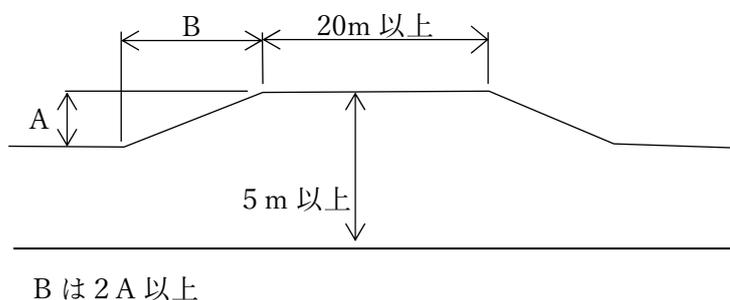
車道幅員 4 m の場合



車道幅	路肩幅	幅員の構成	幅員
車道幅4.00m	1.0m	$4.00 + (0.5 + 0.5) \times 2 = 6.0\text{m}$	6 m
	0.5m	$4.00 + (0.5) \times 2 = 5.0\text{m}$	5 m
車道幅3.00m	1.0m	$3.00 + (0.5 + 0.5) \times 2 = 5.0\text{m}$	5 m

### <待避所イメージ>

幅員 5 m の場合は、車両のすれ違いのため 300m 以内を基本に待避所を設けることができます。



## 自治会再調整について

「協働によるみちづくり事業」の際に、合意を得ることができないような新たな事情が発生した場合や、関係者において不都合なことが新たに判明した場合、自治会内で話し合いを行うなど、再度調整していただくようお願いします。さらに、引き続き要望される場合は、それらが解消されたうえで要望いただくようお願いします。また、自治会長から次の自治会長への引き継ぎも忘れず行ってください。

再度調整（要望変更）…全延長から局所的な改良に切り替える

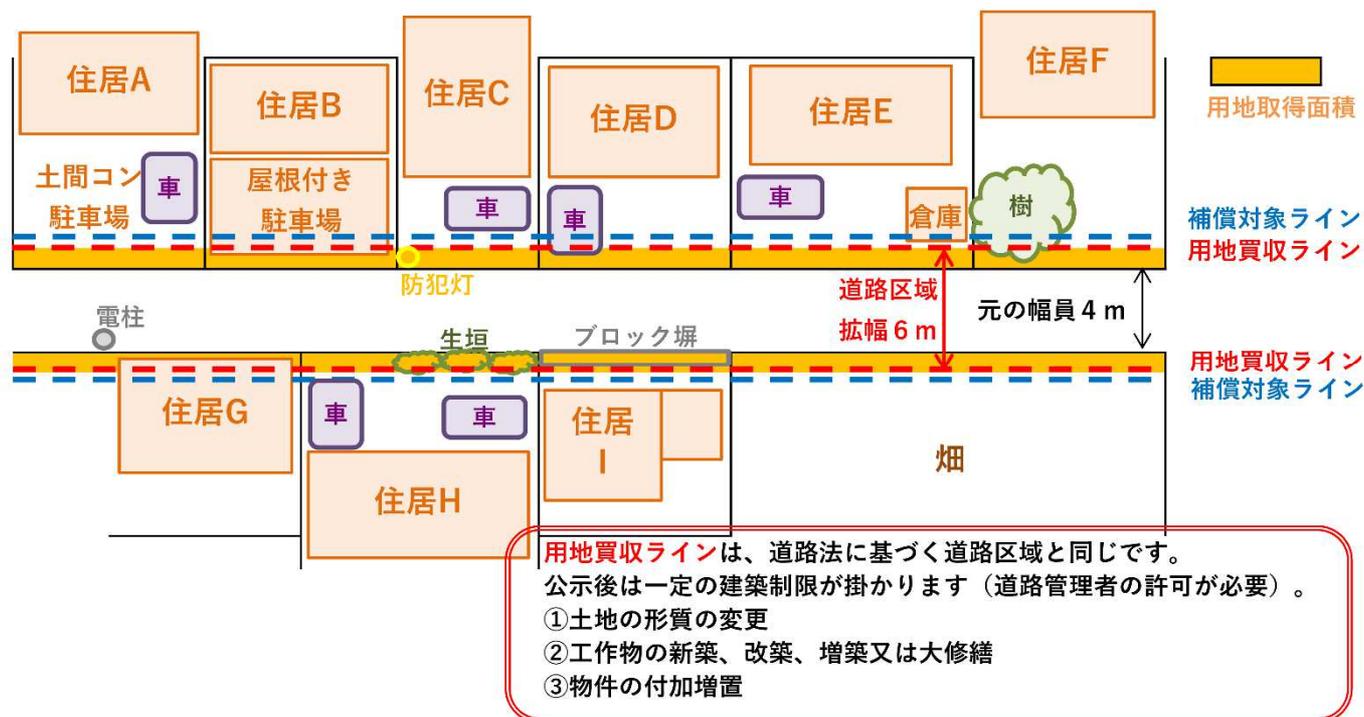
ハード対策からソフト対策に変える など

## 支障物件の取り扱い事例

次に、用地買収と物件移転補償、すぐに拡幅できない場合についてさまざまな事例をご紹介します。

**【例】元の幅員が4 mの道路を赤の用地買収ラインまで拡幅し、幅員6 mの道路にします。**

- 住居 A 土間コンクリートの駐車場が補償対象ラインに掛かっている場合、土間コンクリートの撤去をお願いします。ルールに基づき補償をいたします。
- 住居 B 屋根付き駐車場が補償対象ラインも対象に掛かっている場合、駐車場の撤去・切り取り・移設をお願いします。ルールに基づき補償をいたします。
- 住居 C 防犯灯が補償対象ラインに掛かっている場合、自治会所有のものであれば、市の工事の際と一緒に移設します。
- 住居 D 駐車車の配置が変わります。補償はありません。
- 住居 E 倉庫が補償対象ラインに掛かっている場合、撤去・移設をお願いします。ルールに基づき補償をいたします。
- 住居 F 樹木の枝が用地買収ラインに掛かっている場合、所有者が用地買収ラインまで枝の剪定するようお願いします。補償はありません。



- 住居 G 住居が補償対象ラインに掛かっている場合、所有者の建て替えや撤去に合わせたうえで整備することとします。補償はありません。  
道路内の電柱は隣接している民地へ移設させていただきますのでご協力ください。
- 住居 H 生垣が補償対象ラインに掛かっている場合、移植・撤去をお願いします。ルールに基づき補償します。除根は、市が工事の際と一緒に掘削して撤去します。
- 住居 I ブロック塀が補償対象ラインに掛かっている場合、移設・撤去をお願いします。ルールに基づき補償します。
- 畑 工事は収穫時期まで待ちますので収穫後に撤去・移植をお願いします。茶樹などの除根は、市が工事の際と一緒に掘削して撤去します。

## ○協働によるみちづくり事業の様子



市でやれること、  
地域でやれること、  
それぞれ決めて  
いきましょう。

計画は綿密に。  
工事は迅速に。

## 要望時点（緊急車両が入れない…）



地域の協力  
↓  
効率的・効果的な  
整備

よく話し合ったから、  
短時間で整備が  
進みました。

## 完成（緊急車両通行可能・すれ違い可能）



2年で完了した事例

## 生活道路整備事業(拡幅)について

袋井市 都市建設部 都市整備課  
〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1  
TEL：0538-44-3373（直通）  
FAX：0538-44-3173  
URL：<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp>